

第4次 本巢市行財政改革大綱



令和4年3月

本 巢 市

目 次

第1章 本巢市の目指す将来像	1
第2章 大綱の位置づけ	2
第3章 行財政改革大綱策定の背景と必要性	
1 これまでの行財政改革の取組	3
2 第3次行財政改革の成果	4
3 本市を取り巻く社会経済情勢の変化	4
(1) 人口減少・少子高齢化社会の到来による社会構造の変化・	4
(2) 公共施設等の老朽化に伴う施設の最適な配置	5
(3) 職員の資質向上と適正な定員	6
(4) デジタル社会への対応	6
(5) 本市の財政状況	7
(6) 新たな行財政改革の必要性	7
第4章 大綱の基本的な考え方	
1 改革の基本目標	8
2 基本方針	8
3 推進項目	10
第5章 大綱の計画期間	14
第6章 改革の進め方	14
1 大綱に基づく行財政改革大綱実施計画の策定	14
2 大綱及び実施計画の見直し	14
3 推進体制	14
4 進行管理	16
第4次 本巢市行財政改革のイメージ図	17
第4次 本巢市行財政改革の体系図	18
用語の解説	19

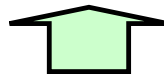
第1章 本巢市の目指す将来像

1 施策体系

本巢市（以下「本市」という。）では、目指すまちづくりの将来像「自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢」の実現に向け「本巢市第2次総合計画」（基本構想：平成28年度～令和7年度・前期基本計画：平成28年度～令和2年度・後期基本計画：令和3年度～令和7年度）を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進しています。

基本構想

－ 将来像 －
自然と都市の調和の中で
人がつながる 活力あるまち・本巢



重点プロジェクト

- － 元気なまちづくり －
1. 住みやすく、利便性の高い、快適な都市基盤の充実
 2. 地域資源を生かした、積極的な産業の振興
- － 笑顔あふれるまちづくり －
3. 生まれて育ち、学び、活躍できる環境の充実
 4. 心を通わせながら支え合う安全・安心の取組

基本計画

- 第1章 自然と共生する安全なまち
- 第2章 住みやすく安心して暮らせるまち
- 第3章 人にやさしく生きがいのあるまち
- 第4章 地域の子どもをみんなで育てるまち
- 第5章 資源を生かして活力を創造するまち
- 第6章 学び合い、育ち合い、文化を伝えるまち
- 第7章 市民と行政がともにつくる自律したまち

第2章 大綱の位置づけ

第4次本巢市行財政改革大綱（以下「本大綱」という。）は、「本巢市第2次総合計画」に掲げる本市の将来像「自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢」の実現に向けた施策・事業を積極的に展開するため、市民と行政の協働のもと、行政サービスの向上、行政経営の効率化を図るとともに、健全な財政運営を行っていくために、本市が取り組むべき改革の指針として位置づけます。

「総合計画」と「行財政改革大綱」との関係

本巢市第2次総合計画

（本市の将来像の実現のための具体的な施策・事業）

第4次本巢市行財政改革大綱

（総合計画に掲げる施策・事業を効果的・効率的に実施するための新たな指針）

第3章 行財政改革大綱策定の背景と必要性

1 これまでの行財政改革の取組

本市では、平成 16 年 2 月の合併後、平成 18 年に第 1 次（平成 18 年度～平成 22 年度）、本巢市行政改革大綱・集中改革プラン¹を策定して以降、3 次にわたる大綱を策定し、行財政改革に取り組んできました。

平成 28 年度から令和 3 年度までを計画期間とする第 3 次本巢市行財政改革大綱では「持続可能な行財政運営の推進」を基本目標とし、「Ⅰ．健全で効率的な行財政運営」、「Ⅱ．人材の育成と組織の最適化」、「Ⅲ．市民とともに推進する行政運営」の 3 つの基本方針のもと、8 つの具体的な推進項目を定め、行財政改革に取り組み、安定的な行財政運営を確保してきました。

第 3 次本巢市行財政改革大綱体系

基本目標：持続可能な行財政運営の推進

Ⅰ．健全で効率的な行財政運営

- ① 健全な財政運営
- ② 事務事業の適正化・効率化
- ③ 公共施設の適正配置
- ④ 民間事業者の活用

Ⅱ．人材の育成と組織の最適化

- ① 執行体制の最適化
- ② 能力が発揮できる職場づくり
- ③ 職員の意識改革と資質向上

Ⅲ．市民とともに推進する行政運営

- ① 市民参加による行政運営

2 第3次行財政改革の成果

平成 28 年度から令和 2 年度までの進捗状況は以下のとおりとなっています。

項 目	実施 項目数 (H28～ R3)	実施 済数		準備・ 検討数	未実 施数	実施 済率(%)
			うち実施 継続数			
I 健全で効率的な行財政運営	75	59	39	16	0	78.7
①健全な財政運営	22	20	17	2	0	90.9
②事務事業の適正化・効率化	43	32	18	11	0	74.4
③公共施設等の適正配置	3	3	2	0	0	100.0
④民間事業者の活用	7	4	2	3	0	57.1
II 人材育成と組織の最適化	15	13	13	2	0	86.7
①執行体制の最適化	4	4	4	0	0	100.0
②能力が発揮できる職場づくり	4	3	3	1	0	75.0
③職員の意識改革と資質向上	7	6	6	1	0	85.7
III 市民とともに推進する行政運営	16	15	15	1	0	93.8
①市民参加による行政運営	16	15	15	1	0	93.8
合 計	106	87	67	19	0	82.1

3 本市を取り巻く社会経済情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化社会の到来による社会構造の変化

本市の人口は平成 22 年まで増加傾向で推移していましたが、平成 27 年には 33,995 人と、平成 22 年と比べると 1,052 人の減少となっています。年齢区分別にみると、昭和 55 年以降、老年人口（65 歳以上人口）が増加傾向にあります。また、年少人口（15 歳未満人口）は昭和 60 年から、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満人口）は平成 12 年から減少傾向にあります。

本市の年齢 3 区分別人口割合をみると、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。総人口がほぼ同数である平成 12 年と老年人口が占める割合について比較すると、平成 27 年は 10.0%増加しています。

本市では、平成 27 年に「本巢市人口ビジョン」を策定し、令和 22 年までの人口推

計を行いました。令和2年に国や県の動向、本市の実情や特性を踏まえ改訂した「本巢市人口ビジョン」では、令和17年頃には総人口が30,000人を割り込み、令和27年には27,047人になると予想しています。年齢3区分別にみると、生産年齢人口割合が減少する一方、老年人口割合が増加することが見込まれています。また、年少人口割合は令和7年頃にかけて減少しますが、その後増加に転じると予想しています。

このような中、少子高齢化に伴う医療・介護の社会保障関係費の増加、生産年齢人口の減少による社会経済の活力低下や税収の減少、地域の過疎化・空洞化による地域コミュニティの低下など、市民の暮らしや地域社会に大きな影響を及ぼすことが想定され、人口減少や社会構造の変化に対応した自治体運営が必要となります。

(2) 公共施設等の老朽化に伴う施設の最適な配置

本市が現在保有する公共施設の多くは、昭和40年代の高度経済成長期とその後の約10年間に、人口の増加や高度化・多様化する市民ニーズなどに応じて、学校、市営住宅、公民館等多くの公共施設、道路や橋梁、公園緑地の社会基盤施設を整備してきました。

これらの公共施設の多くが、近い将来一斉に改修・更新の時期を迎え、多額の更新費用が必要になることが見込まれます。

一方で、高齢化社会に伴う社会保障関係費の増加や、生産年齢人口の減少による税収の減少などにより、将来の財政状況の悪化が見込まれるため、老朽化する公共施設や社会基盤施設の更新費用を十分に確保することは困難な状況にあるといえます。

また、本市を含め全国的に進んでいる人口減少・少子高齢化、社会経済情勢の影響により、公共施設の利用需要に変化が生じています。

これらの状況を踏まえ、公共施設の全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置の実現と市民ニーズに応じた機能の向上を図る必要があります。

(3) 職員の資質向上と適正な定員

本市では、本巢市定員適正化計画に基づき、退職に伴う新規採用者の抑制や事務事業の見直し、民間委託、定年退職者を対象とした再任用制度の活用などにより、定員管理の適正化に努めてきました。

今後、人口減少社会の到来による全国的な労働力不足により、将来、職員数の維持が難しくなる状況においても、社会経済情勢の変化や高度化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、地域の実情に合ったより質の高い行政サービスを提供していくため、職員一人ひとりのさらなる資質の向上や能力開発を図るとともに、組織体制を柔軟に見直しながら適正な定員管理を継続していく必要があります。

また、平成 31 年 4 月に働き方改革関連法が施行されたことに伴い、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現が求められており、業務のアウトソーシング²や I C T³の有効活用により、スマート自治体⁴への転換・適正な組織体制を確立する必要があります。

(4) デジタル社会への対応

新型コロナウイルス感染症拡大への対応を契機に、デジタル化が社会に欠かせないものであるとの認識が広まっています。しかしながら、官民間わす教育、医療及び行政分野においては、デジタル化の遅れが指摘されています。

こうしたデジタル化の遅れに対し、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」が示され、自治体においては、自ら担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や A I⁵の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。

本市においても、各分野においてデジタル化を検討するとともに、I C Tやマイナンバーカードの活用による健康保険証利用、電子申請によるペーパーレス化の推進など、これまでにない新たな取組による業務の効率化と市民サービスの向上を図る必要があります。

(5) 本市の財政状況

本市の財政状況は、これまでの行財政改革大綱に基づく「行財政改革大綱実施計画」の着実な推進、歳出削減の取組や地方債発行の抑制、安定した市税収入の確保などにより、財政の健全化判断比率においては、国が示す基準以下となっており、現段階では健全性は保たれているといえる状況であります。

しかしながら、少子高齢化や人口減少の進行、都市部への人口流出といった構造的な課題に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞により、地方税や地方交付税等において今後も大幅な減収が見込まれている一方で、感染拡大への対応と地域経済の活性化の両立等に対応しつつ、地域のデジタル化や防災・減災対策、国土強靱化等を推進するための事業費とその財源は確実に確保する必要があります。

本市においても企業誘致や移住定住対策により税収による財源の確保を図っているところですが、町村合併時からの高い水準の行政サービスを維持しつつ、また、公共施設等においても合併時からの多くの施設を維持・管理している状況であるため、経常的な経費の削減が喫緊の課題であります。

このため、既存事業の抜本的な見直しを図り、これまで以上に施策の「選択」と「集中」を徹底し、「施策の推進」と「財政の健全性」の両立を図る必要があります。

(6) 新たな行財政改革の必要性

これまでの行財政改革大綱に基づく「行財政改革大綱実施計画」の着実な推進、歳出削減の取組や地方債発行の抑制、安定した市税収入の確保などにより、一定の成果をあげることができましたが、継続的に取り組む課題や先送りされた課題が山積しています。こうした厳しい状況下においても高度化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、ＩＣＴの活用や時代の変化に応じた新たな手法を効果的に取り入れるとともに、市政への市民参画、職員の働き方改革など、将来にわたり健全で持続可能な市政運営を堅持するため、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があります。

第4章 大綱の基本的な考え方

1 改革の基本目標

人口減少や少子高齢化の進行など急速に変化する社会情勢において、多様化する市民ニーズや本市が抱える行政課題に迅速かつ的確に対応し、より効率的で将来にわたり持続可能な市政運営を目指すともに、総合計画に掲げる本市の将来像である「自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢」を実現するため、第4次本巢市行財政改革大綱では、次のとおり基本目標を定めます。

基本目標

『未来につなげる持続可能な行財政運営』

2 基本方針

改革の推進にあたっては、基本目標の達成のため、次の4つを基本方針とします。

- Ⅰ 未来につなげる財政運営
- Ⅱ 時代の変化に対応した行政運営
- Ⅲ 協働と連携によるまちづくり
- Ⅳ 人材育成と多様な働き方

I 未来につなげる財政運営

人口減少に伴う生産年齢人口の減少や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市税の大幅な減収が見込まれる中、将来にわたり安定的・効果的な行政サービスを提供できるよう、歳入の根幹である自主財源の確保と拡充を図り、安定的な歳入構造の確立に向けた取組を積極的に推進します。

また、財政の健全化に向けた取組を一層強化し、中・長期的な視点を持って将来世代に負担の少ない持続可能な財政基盤づくりを推進します。

II 時代の変化に対応した行政運営

社会経済情勢やライフスタイルの変化に伴い、高度化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、各種行政サービスの見直しを図るとともに、民間経営手法の導入や、デジタル化の推進など、時代の変化に対応した行政運営を目指します。

また、行政手続の簡素化や、わかりやすい市政情報の発信など、市民サービスの向上に努めます。

III 協働と連携によるまちづくり

高度化・多様化する市民ニーズや新たな地域課題に対応するため、行政と市民・事業者をはじめとする多様な活動主体⁶が、協働のパートナーとして適切な役割分担のもと、地域課題に取り組む協働と連携によるまちづくりを目指します。

IV 人材育成と多様な働き方

人口減少社会の到来による全国的な労働力不足により、将来、職員数の維持が難しくなる状況においても、高度化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、組織・機構、職員体制の見直しを図るとともに、職員の意識改革と優秀な人材の育成に努めます。

また、職員の長時間労働の是正と生産性の向上の併存を目指し、働き方改革⁷を進め、ワーク・ライフ・バランス⁸の実現を目指します。

3 推進項目

改革の基本方針に基づく改革の具体的な推進項目は、次のとおりとします。

I 未来につなげる財政運営

1. 計画的な財政運営の推進
2. 安定した自主財源の確保
3. 特別会計・公営企業等の経営健全化の推進

1. 計画的な財政運営の推進

厳しい財政状況が見込まれる中、健全な財政運営を推進するため、具体的な数値目標を設定し、計画的な財政運営を推進します。

2. 安定した自主財源の確保

市税等の収納率の向上を図るための取組を積極的に展開するとともに、使用料や手数料等は、受益者負担の適正化に向け、定期的に見直しを図ります。

また、公有財産を経営資源として捉え、適正な管理と有効活用を図るとともに、有料広告事業、ふるさと納税制度の拡充や企業誘致の推進などにより、未来につながる自主財源の確保に努めます。

3. 特別会計・公営企業等の経営健全化の推進

特別会計⁹・公営企業会計¹⁰も、一般会計と同様に健全な財政運営を図る必要があり、一層の自助努力により独立採算を基本とした企業的经营に取り組み、効率的な施設整備や普及率の向上を図るとともに、受益者負担の適正化の観点から適宜見直しを図ります。

II 時代の変化に対応した行政運営

1. 市民の利便性の向上
2. 市民にわかりやすい情報の提供
3. デジタル化の推進
4. 公共施設等マネジメントの推進
5. 広域行政の推進
6. 民間経営手法の導入
7. 事務事業の検証と改善
8. 補助金等の適正化

1. 市民の利便性の向上

マイナンバーカードを活用した市独自のサービス提供を進めるため、マイナンバーカードの普及率向上に努めるとともに、行政手続のオンライン化¹¹など、市民サービスの向上に努めます。

2. 市民にわかりやすい情報の提供

市政に関する情報を積極的にわかりやすく提供する機会を充実し、市民との情報共有に努めます。また、市民の生命、財産を守るため、迅速かつ確実な災害情報等の提供に努めます。

3. デジタル化の推進

限られた職員でも行政サービスを維持していくため、AIやRPA¹²などデジタル技術の活用による業務の効率化を図ります。

また、会議等資料の作成にかかるコストや手間を削減するため、タブレット端末等の導入による行政事務のデジタル化を推進します。

4. 公共施設等マネジメント¹³の推進

「本巣市公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・標準化を図ります。また、利用者のニーズや利用状況などを踏まえ、適正な施設運営に努めます。

5. 広域行政の推進

広域連携による観光施策や産業施策など、新たな方向性や可能性を見い出すとともに、圏域が抱える様々な問題解決や、質の高い行政サービスを提供していくため、近隣市町や類似市町との広域連携事業を推進します。

また、本市と協定を締結している友好都市との地域間交流を促進し、地域の魅力発信と地域の活性化を図ります。

6. 民間経営手法の導入

公の施設について、市民サービスの向上と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度¹⁴の導入を推進します。また、民間の専門知識やノウハウを活用することにより、市民サービスの向上や経費削減、事務の効率化が見込まれる業務については、民間委託を推進します。

7. 事務事業の検証と改善

限られた財源の中で、市民の満足度の高いサービスが提供できるよう「最小の経費で最大の効果」を挙げることを念頭に、事業や施策の「選択」と「集中」の徹底による歳出の適正化と、将来的に経費の削減や事務の効率化に繋がる事務事業については、適正な投資を行うことにより、業務の効率化に努めます。

また、事務事業の改善を図るため、事務事業評価システムによる継続的な点検・評価を行います。

8. 補助金等の適正化

補助金や負担金は、社会経済情勢の変化などに応じて見直しを図るとともに、その必要性の有無を検証します。

Ⅲ 協働と連携によるまちづくり

1. 市民との協働によるまちづくり
2. 事業者等との連携によるまちづくり

1. 市民との協働によるまちづくり

市民がまちづくり、市政への関心や問題意識を持ち、身近な課題を通じてより参画しやすい環境の整備を図り、市民協働によるまちづくりを推進します。

2. 事業者等との連携によるまちづくり

大学や民間企業等と連携し、地域課題の迅速かつ柔軟な解決を目指します。

Ⅳ 人材育成と多様な働き方

1. 職員の意識改革と人材育成の推進
2. 働き方改革の推進

1. 職員の意識改革と人材育成の推進

職員の資質向上と意識改革を図り組織力を高めるため、研修内容の充実及び職員一人ひとりの能力が発揮できるような人材育成に取り組みます。

2. 働き方改革の推進

本市の人口ビジョンに基づく将来の人口推計を踏まえつつ、適正な定員管理に努めるとともに、整備が進められている新庁舎への機能集約を機に、簡素かつ効率的に対応できる組織体制を構築します。

また、時間外勤務の縮小や、休暇取得の促進など、職員の長時間労働の是正と生産性の向上の併存の実現を目指し、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

第5章 大綱の計画期間

本大綱は、本市の行財政改革の全庁的な取組方針を示す最上位の計画です。

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第6章 改革の進め方

1 大綱に基づく行財政改革大綱実施計画の策定

大綱に基づく行財政改革を着実に推進するため、大綱の基本方針に基づく推進項目と具体的な改革の取組内容と達成時期と目標を明確化した「行財政改革大綱実施計画」を策定します。

2 大綱及び実施計画の見直し

社会経済情勢の変化などに柔軟に対応できるよう、大綱及び実施計画は必要に応じて見直しができるものとします。

3 推進体制

(1) 行政改革推進本部（庁内推進組織）

「本巢市行政改革推進本部」により、本大綱と行財政改革大綱実施計画の進捗状況を調査・点検し、改革目標の達成に向けた進行管理を行います。

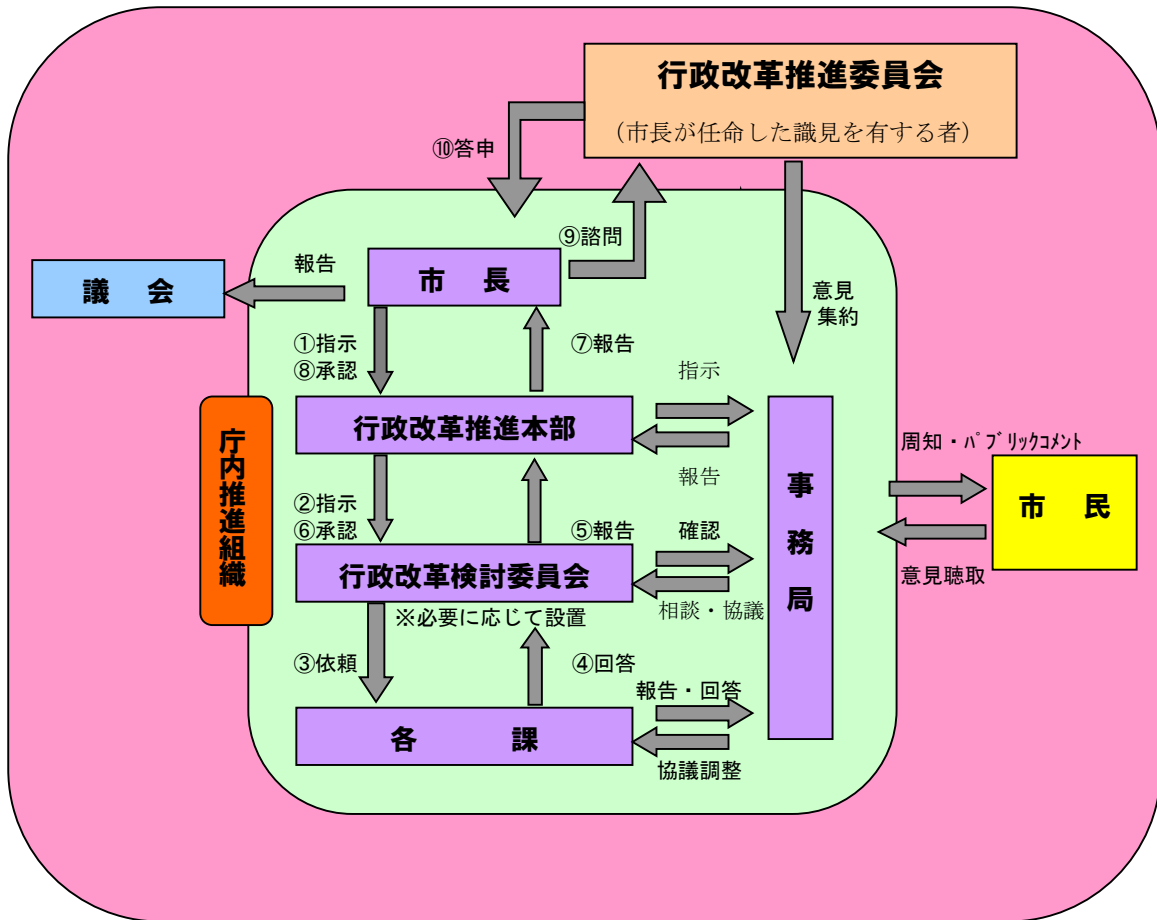
(2) 行政改革推進委員会（識見を有する者10人以内）

行財政改革の進捗状況を「本巢市行政改革推進委員会」へ定期的に報告し、意見を伺いながら、市政に反映していきます。

(3) 職員

全職員が一丸となって行財政改革に対する共通認識を持ち、改革目標の達成に取り組めます。

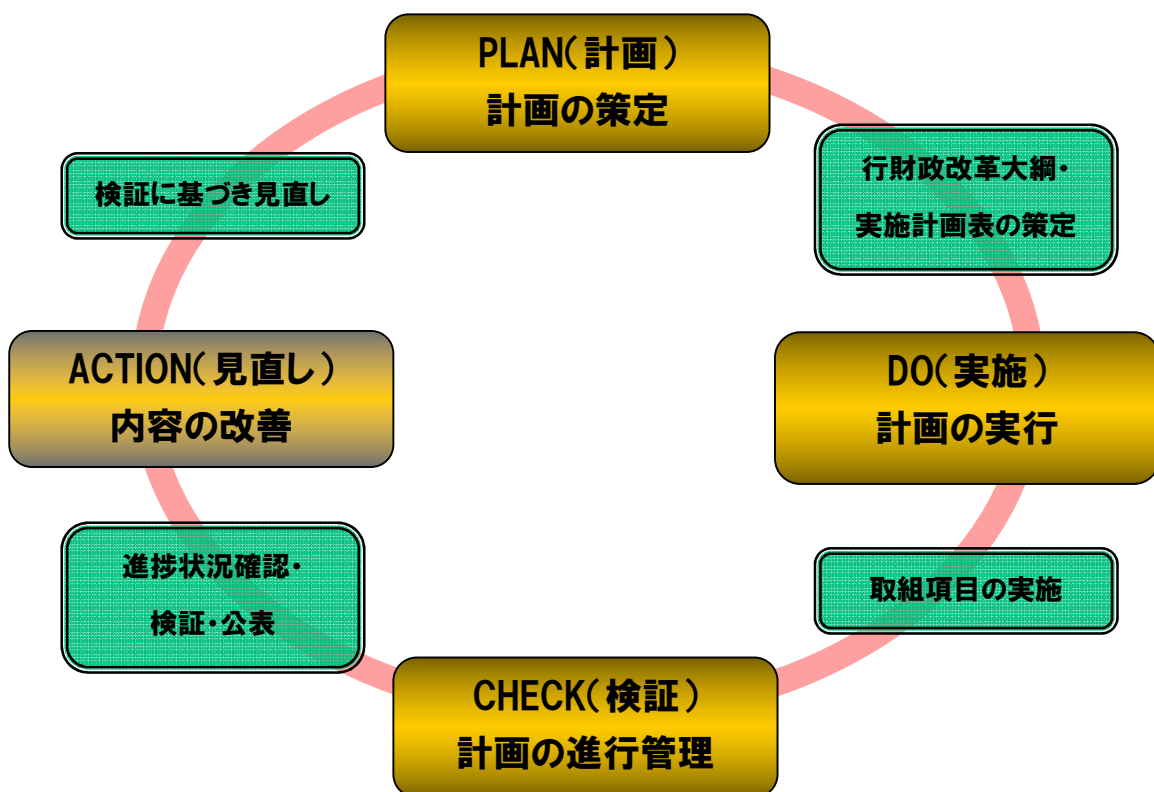
行財政改革推進体制図



4 進行管理

実施計画に記載された取組項目をPDCAサイクルにより進行管理し、毎年度進捗状況や成果などを取りまとめ、「行政改革推進本部」で検討のうえ、「本巢市行政改革推進委員会」で進捗状況の確認及び検証を行ったうえで、市民に公表します。

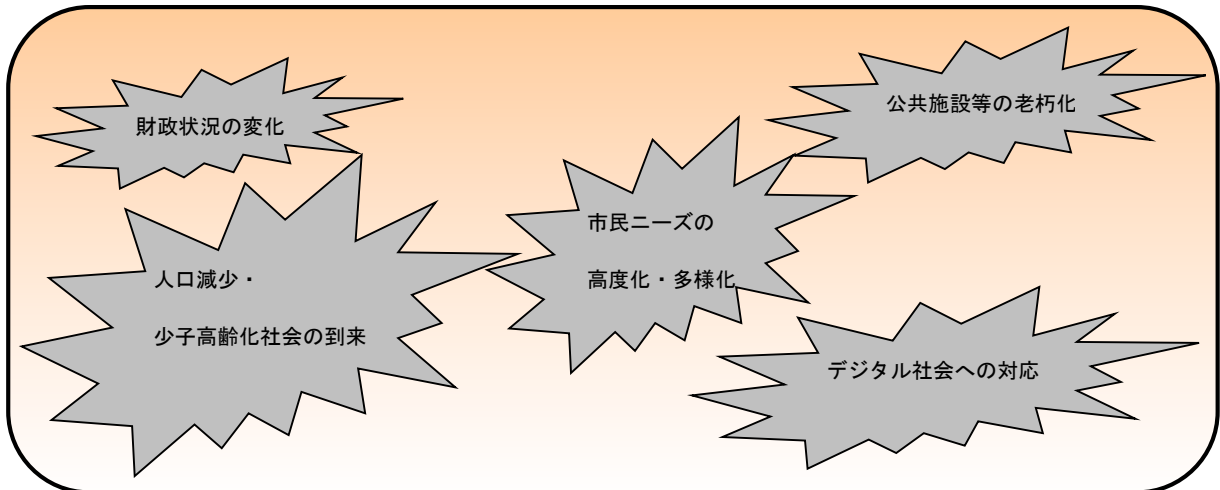
PDCA サイクル



第4次 本巢市行財政改革のイメージ図

～自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢の実現に向け～

計画期間：令和4年度～令和8年度までの5年間



対策

「量」と「質」の視点による改革が必要

行財政改革

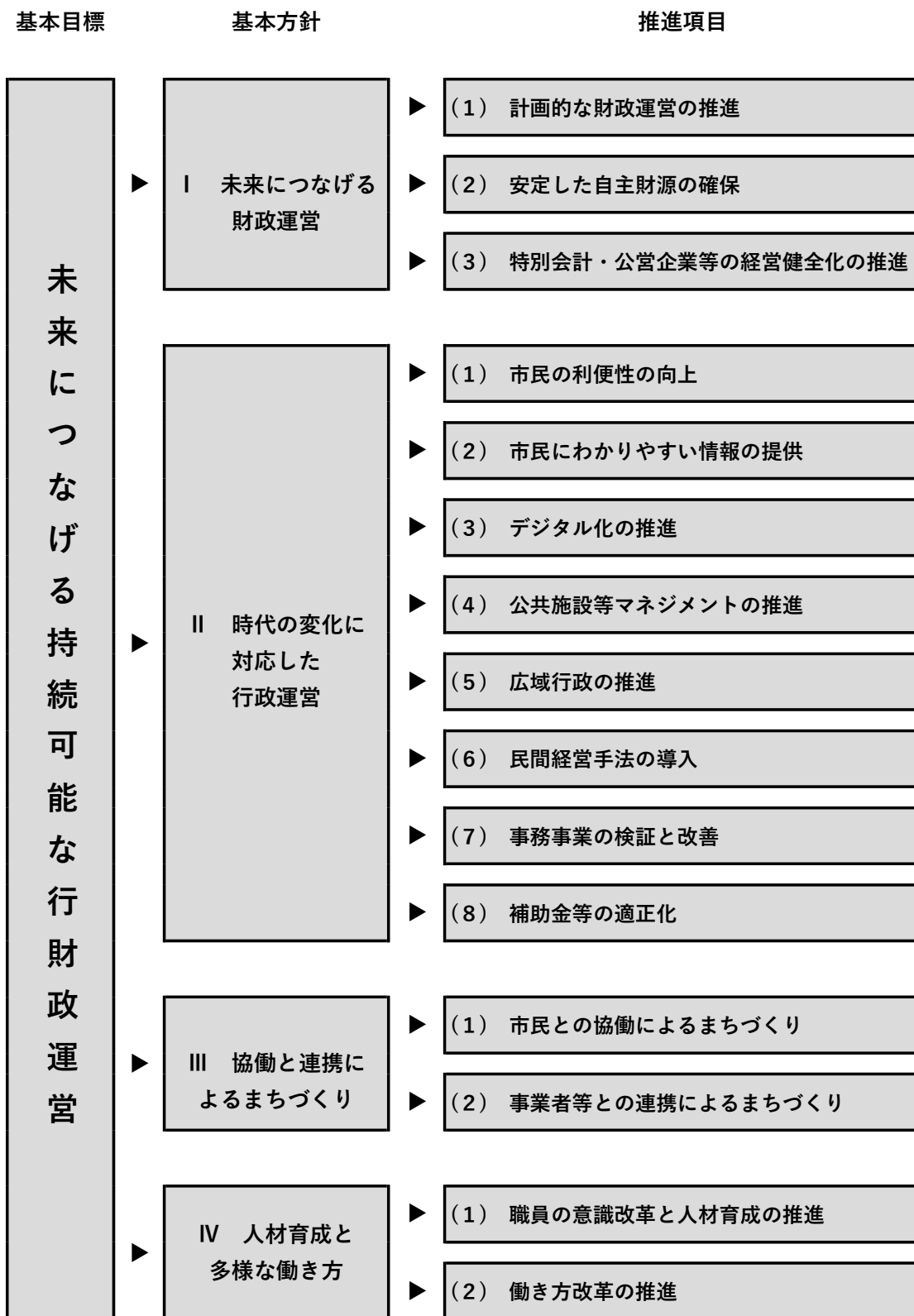
基本目標

『未来につなげる持続可能な行財政運営』

- I 未来につなげる財政運営
- II 時代の変化に対応した行政運営
- III 協働と連携によるまちづくり
- IV 人材育成と多様な働き方

大綱に基づく実施計画

第4次本巢市行財政改革大綱体系図



用語の解説

1 集中改革プラン

行政改革大綱に基づく具体的な取組を集中的に実施するために、平成17年度を起点とし、平成21年度までの5年間の具体的な取組を明示した計画で、「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針（平成17年3月29日 総務事務次官通知）」で全国の地方公共団体に策定が求められるもの。本市では平成18年3月に策定。

2 アウトソーシング

市が行政責任を果たす上で必要となる監督権などを留保しつつ、その事務の執行に外部資源（労働力、財源、知識・技術力）を活用すること。

3 ICT

インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー
「Information and Communication Technology」の略称で、情報や通信に関する技術の総称。

4 スマート自治体

AIやICTの活用による事務処理の自動化・効率化などにより、人口減少が進展しても、少ない職員数で行政サービスを継続できる自治体の仕組みのこと。

5 AI

アーティフィシャル インテリジェンス
人工知能 (Artificial Intelligence) の略

6 多様な活動主体

市民や団体、NPO法人、事業者、大学、高等学校、専門学校など

7 働き方改革

労働力不足を解消し一億総活躍社会をつくるために、「働き手を増やす」、「出生率を上げて将来の働き手を増やす」、「労働生産性を上げる」ことを取り組むことを言う。取組として、長時間労働の改善や非正規と正社員の格差是正、高齢者の就労促進がある。

8 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、働くすべての方々が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

9 特別会計

特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合には、経理を他の会計と区分する必要があるため、法律や条例に基づいて設置している会計。本市では、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、農業集落排水事業、企業用地造成事業の特別会計がある。

10 公営企業会計

地方公営企業法の全部または一部を適用する会計。本市では、水道事業会計、下水道事業会計がある。

11 行政手続のオンライン化

市への申請や届出について、インターネットなどを利用して行うこと。

12 RPA

RPA: Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション) の略。

これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

13 公共施設等マネジメント

地方公共団体が所管する公共施設等を自治体経営の視点から、総合的・統括的に管理・運営・活用する仕組みのこと。

14 指定管理者制度

公の施設の管理運営について民間事業者や団体などの民間活力を活用する制度のこと。